

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年周南市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあつては無利子とし、保証人を立てない場合にあつては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第2項中「元利均等年賦償還」を「元利均等償還（無利子の場合にあつては元金均等償還）」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の周南市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15

条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(参 考)

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(利率)</u></p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p>	<p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>
<p><u>(償還等)</u></p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、<u>元利均等年賦償還</u>とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p><u>(償還等)</u></p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、<u>元利均等償還</u>（無利子の場合にあっては<u>元金均等償還</u>）とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>